



ごみ拾いボランティア用ごみ袋 無料配布のご案内

個人や家族、各種団体等が、市内の公共の場所において、無償で行うごみ拾いボランティア活動を支援し、市内の環境美化とボランティア活動の広がりの機運の醸成を図ることを目的にごみ袋の無料配布を実施します。

配布場所 松阪市環境課、各地域振興局（出張所を含む）、清掃事業課、清掃施設課、住民自治協議会事務所（各地域振興局管内は除く）

※ 受付簿に必要事項を記入し、可燃用・不燃用ゴミ袋を案内チラシとともに受け取り下さい。

★無料配布の対象となるもの

- ・道路、河川、通学路、池沼など、公共の場所の清掃や環境美化活動で出たごみ（プラ容器、ペットボトル、空き缶、ビン等）

※ただし、草刈り機等の除草作業に伴い発生した草はごみ袋無料配布の対象外です。

★無料配布の対象とならないもの

- ・家庭で出たごみ
- ・会社等の清掃奉仕活動で出たごみ
- ・イベントやまつり等で出たごみ
- ・市で主催する(予算化した)清掃活動で出たごみ

配布枚数… 1回のごみ拾いボランティアにつき、参加者1名に対し、原則として可燃用1枚・不燃用1枚を配布します。ただし、1名につき年間12枚を上限とします。

◆ごみの分別について（ごみ拾いボランティアの場合）

燃えるごみと燃えないごみに分別してください

- ・プラ容器、ペットボトル ……燃えるごみ
- ・缶（スチール、アルミ等）、ビン ……燃えないごみ

※汚れや劣化がひどいものが多い為、通常の分別とは異なり資源物ではなく燃えるごみと燃えないごみで分別をお願いします。

※ペットボトルやビン等で中身が入っている場合は、内容物を出来るだけ抜いて頂くようお願いします。



◆ごみの処分について

- ・地域の集積場に出せる場合は、ごみ収集カレンダーに従って、燃えるごみ、燃えないごみ、それぞれの指定日に出してください。

※ 自治会などによるごみ拾い活動で大量の運搬・処分が見込まれる場合は、事前に相談が必要です。